

契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則（平成 7 年水戸市規則第 16 号）第 129 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 23 日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約の内容

- (1) 業 務 名 広報みと等送達派遣業務
- (2) 業務内容 広報みと等送達業務 一式
- (3) 委託期間 令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで
- (4) 発 注 課 市長公室みとの魅力発信課

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

(1) 決定方法

下記の選定基準を満たす、公益財団法人茨城県シルバー人材センター連合会から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の範囲内の場合、契約を締結する。

(2) 選定基準

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律 68 号）第 37 条に規定するシルバー人材センター連合であり、その所在が市内にあること。

3 申請方法

- (1) 見積書の提出期限 令和 5 年 4 月 3 日
- (2) 見積書提出先 市長公室みとの魅力発信課

4 担当部課名

水戸市市長公室みとの魅力発信課
電話：029-232-9107

契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則（平成 7 年水戸市規則第 16 号）第 129 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 23 日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約の内容

- (1) 業 務 名 文書仕分け業務委託
- (2) 業務内容 文書仕分け業務 一式
- (3) 委託期間 令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで
- (4) 発 注 課 市長公室みとの魅力発信課

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

(1) 決定方法

下記の選定基準を満たす、公益財団法人水戸市シルバー人材センターから見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の範囲内の場合、契約を締結する。

(2) 選定基準

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律 68 号）第 37 条に規定するシルバー人材センターであり、その所在が市内にあること。

3 申請方法

- (1) 見積書の提出期限 令和 5 年 4 月 3 日
- (2) 見積書提出先 市長公室みとの魅力発信課

4 担当部課名

水戸市市長公室みとの魅力発信課
電話：029-232-9107

契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則（平成 7 年水戸市規則第 16 号）第 129 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 23 日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約の内容

- (1) 業 務 名 文書送達業務委託
- (2) 業務内容 文書送達業務 一式
- (3) 委託期間 令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで
- (4) 発 注 課 市長公室みとの魅力発信課

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

(1) 決定方法

下記の選定基準を満たす、公益財団法人水戸市シルバー人材センターから見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の範囲内の場合、契約を締結する。

(2) 選定基準

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律 68 号）第 37 条に規定するシルバー人材センターであり、その所在が市内にあること。

3 申請方法

- (1) 見積書の提出期限 令和 5 年 4 月 3 日
- (2) 見積書提出先 市長公室みとの魅力発信課

4 担当部課名

水戸市市長公室みとの魅力発信課
電話：029-232-9107